

第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

公募型プロポーザル実施説明書

令和6年5月

赤磐市保健福祉部子育て支援課

第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、現行計画の評価、赤磐市の現状分析、子育て世帯へのニーズ調査、事業量の推計・目標量の設定、計画書の策定、会議等の運営支援などを実施し、第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画の策定を支援することを目的とする。

なお、第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画の内容を包括するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び放課後児童対策パッケージやこども未来戦略等を踏まえた放課後児童対策を含む計画として策定するものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務 仕様書」のとおり。

ただし、契約書における仕様書は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 提案上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は上記提案上限額を超えてはならない。

3. 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている

者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 令和 5 年度赤磐市入札参加資格者名簿（物品・役務関係）に「計画策定」で登載されている者であること。
- (7) 過去に元請として地方公共団体が発注する、子ども・子育て支援事業計画策定業務の履行実績を有する者であること。ただし、計画支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など業務の一部の実績は除く。

4. 参加申込手続き

(1) 提出書類及び部数

- ア 提案参加申込書（様式第 1 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- イ 誓約書（様式第 2 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ウ 委任状（様式第 3 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・代理人を定める場合 1 部
- エ 使用印鑑届出書（様式第 4 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- オ 参加資格(7)に該当していることがわかるもの（様式自由）・・・・・・・・ 1 部
- カ 企業概要のわかるもの（パンフレットなど）・・・・・・・・・・・・ 1 部

(2) 提出期間 令和 6 年 5 月 22 日（水）から令和 6 年 6 月 6 日（木）まで

(3) 提出方法 持参または郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成 17 年赤磐市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。また、郵送の場合は、令和 6 年 6 月 6 日（木）午後 5 時必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市保健福祉部子育て支援課（赤磐市役所東庁舎内 赤磐市上市 108-1）

(5) 参加資格審査結果通知

- ① 参加資格審査結果の通知は、令和 6 年 6 月 7 日（金）までに書面にて通知する。
- ② 参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から 3 日（市の休日を除く。）以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明要求書（様式第 5 号）により説明を求めることができる。
- ③ ②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日（市の休日を除く。）から起算して 5 日以内（市の休日を除く。）に回答書（様式第 6 号）により回答するものとする。

5. 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年5月22日（水）から令和6年5月30日（木）午後5時まで
- (2) 受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書（様式第7号）に記入の上、令和6年5月30日（木）午後5時までに、(4)提出先へ電子メールで提出すること。
※メールの件名の先頭に「プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。
※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。
- (3) 回 答 公平性を保つため、令和6年6月3日（月）までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項または修正事項とみなす。
- (4) 提出先 赤磐市保健福祉部子育て支援課
メールアドレス：kosodate@city.akaiwa.lg.jp

6. 参加申し込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を令和6年6月25日（火）午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

- (1) 提出方法 持参または郵送すること。
なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和6年6月25日（火）午後5時必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。
- (2) 提出場所 赤磐市保健福祉部子育て支援課（赤磐市役所東庁舎内 赤磐市上市108-1）

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び作成要領

提出書類	要求等	提出部数
ア 企画提案書	◆様式自由 A4判縦 片面印刷 10枚以内とする ◇仕様書の業務内容及び評価基準の評価項目に合わせ考え方を記載すること。 ①業務方針 ②ニーズ調査 ③計画策定支援	10部
イ 業務実施体制	◆様式自由 A4判縦 片面印刷 1枚 ◇人員体制、支援体制等を記載すること。	10部
ウ 業務実行程表	◆様式自由 A4判縦 片面印刷 1枚 ◇業務実施スケジュールを記載すること。	10部
エ 業務実績	◆様式自由 A4判縦 片面印刷 1枚 ◇子ども・子育て支援事業計画策定業務の履行実績を受注年度順に記載すること。	10部
オ 見積書	◆様式自由 A4判縦 片面印刷 ◇見積書に記載する金額は消費税等を含んだ金額とすること。 ◇記名押印のうえ作成すること。 ◇仕様書の業務内容に合わせた明細を記載すること。	1部

(2) 提出期限

令和6年6月11日（火）から令和6年6月25日（火）まで

(3) 提出方法

持参または郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和6年6月25日（火）午後5時必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所

赤磐市保健福祉部子育て支援課（赤磐市役所東庁舎内 赤磐市上市 108-1）

(5) その他

参加申込が提出期限までに到達しなかった者または参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

8. 評価方法等

提案参加者から提出された企画提案書等について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者、及び次点者1者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和6年7月3日（水）午前10時から

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所

赤磐市役所（赤磐市下市344）

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(3) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。
- ③ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。
なお、当日の資料追加は認めない。
- ④ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤ プレゼンテーションの時間は30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）とする。
準備、片付けの時間は各5分とする。
- ⑥ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材の使用は認めないものとする。
- ⑦ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 評価基準等

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

評価項目		評価基準	配点
企画提案	①業務方針	子ども・子育て支援制度、国や全国自治体などの最新の動向、赤磐市における事業状況を理解しているか。	20
	②ニーズ調査	ニーズ調査が効果的に実施できるよう、実施方法や調査票の設定、また集計や分析方法について適切な提案がなされているか。	20
	③計画策定支援	赤磐市の課題分析、現行計画の評価方法が示されているか。課題分析を反映した次期計画の策定ノウハウがあるか。計画策定における業務支援内容は妥当か。	30
実績・体制	④業務実施体制	業務に対する組織体制・人員配置は適切であるか。	10
	⑤スケジュール	スケジュール及び作業工程が具体的に示され、実現性・妥当性があるものになっているか。	10
	⑥業務実績	子ども・子育て支援事業計画策定業務の実績があるか。	5
⑦見積価格		見積は妥当か。	5
合計			100

(5) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募者に対し、書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

9. 失格

提案参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

10. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

(3) 契約保証金

納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、本業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ仕様を確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

11. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期または取消しをすることがあり、この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書または企画提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) 応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表する。
- (10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

12. 担当部署

〒709-0817

岡山県赤磐市上市108-1（赤磐市役所 東庁舎）

赤磐市保健福祉部子育て支援課（担当：苅田・瀧本）

電 話：086-955-2635

FAX：086-955-1118

E-Mail：kosodate@city.akaiwa.lg.jp